

# 中国における共有制と企業形態

## —現代中国企業形態分析(1)—

周 小薇\*・加藤光一\*\*

\*信州大学農学部外国人(中国) 研究員

\*\*信州大学農学部 食料生産科学科 生産環境管理学講座

**要 約** 現代中国及び経済危機下のアジアにとって最大のアポリアは、中国国有企業の改革問題である。国有企業の改革問題を明らかにする上では、改革開放路線の歴史的経過を踏まえて、中国的「所有」論を検討しておかなければならない。本稿は、現代中国企業形態論を明らかにする準備作業として、中国的「所有」論に関わる「共有」概念と中国的株式論を検討した。日本で紹介されている中国的株式(股份)は単純に日本語に翻訳しただけで、その概念規定が不明確である、ということが明らかになった。

### 目 次

はじめに

I. 中国における改革開放の展開過程

II. 共有制と企業形態

1. 共有制導入の背景

2. 共有制の諸類型

(1) 合作制(協同制)

(2) 股份制(株式制)

(3) 股份合作制(株式協同制)

3. 共有制の特徴及び性質

4. 共有制の優位

5. 共有制と国有企業

III. 国有企業改革の展望

### プ ロ ロ ー グ

1992年10月の第14回中国共産党大会での「社会主義市場経済システムの樹立」の提起以降、現代中国は、市場経済への本格的移行が明確な目標として掲げられ、従来の社会主義システムのもとで得ていた既得権益が様々な局面で改革されようとしている。とりわけ、国有企業改革は、民間資本の導入による株式制的企業への再編成を実施し、活性化することが主要な課題となっている。このことにより、これまでの社会主義的な所有権を前提とする、国有企業を直接管理・管轄してきた産業部門別の行政機構を解体するなどを実施し、市場化を推進している。しかし、周知のように現代中国の国有企業改革を実施する上では、様々な問題が、様々な局面で矛盾を露呈し、思うように進展していない。

受理日 6月29日

採択日 9月22日

しかしながら、膨大な赤字を抱える国有企業改革が進展しない限り、これ以上の右上がり経済成長を中国は望めない。それだけではない。1997年のタイに始まるアジアの経済危機、そして平成不況にあえぐ日本経済からの脱皮は、実は「市場」としての中国の国有企業改革の動向に左右される側面が強い。その意味から言えば、現代中国の最大のアポリアである国有企業改革は、ひとり中国だけの問題ではなく、日本、アジアそして世界経済にとっても重要な問題である。

こうした中国における国有企業改革のもつ世界経済へのインパクトを問題にする場合、中国で展開されている「社会主義的市場経済システム」と、国有企業の株式制的企業への再編成により出てくるコーポレート・ガバナンス(企業統治)を考えなければならない。その前提として、本論文が問題提起にする「共有」制と企業形態の解明は、中国の財産権、所有権の問題が具体的にどのようなものとして観念されているか、を明らかにすることである。

尚、本稿はプロローグを加藤が分担し、それ以外はすべて周小薇が執筆した。但し、全体としての調整は加藤が行った。また本研究は、「平成12年度科学研究費・基盤研究(B)(2)海外学術調査」研究者代表 加藤光一「台湾の農家自営兼業型中小企業とその華南経済圏への展開に関する研究」課題番号12572031の一部をなしている。

### I. 中国における改革開放の展開過程

現代中国の歴史的な変貌は、1978年12月に開催された中国共産党第11期3中全会において、中国の改革開放を宣言したことから始まる。ほぼ二十年來の

その歴史過程をふりかえると第一段階(1978年12月—1984年10月)、第二段階(1984年10月—1992年初)、第三段階(1992年初—現在)に整理することができる。

第一段階(1978年12月—1984年10月)は、改革開放政策の初期段階といえる。それはまず農業部門から開始された。主に多様な形式の家庭経営(個人)請負制が推進され、農民の生産意欲をより多く引き出し、農業生産力の拡大という新しい局面を開いた。都市の一部地域では国有企業の改革が行われ、「放権譲利」(企業への自主権賦与と利益の委譲)を中心に企業経営自主権の拡大、営業利潤の一部留保、経済責任制の導入などが実施された。鄧小平氏の提案に従って党の11期3中全会で採択された「対外経済開放・対内活性化」政策(1978年12月)により、1980年に4つの経済特区(深圳、珠海、汕頭、廈門)、1984年には14沿海都市(大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海)が設定された。

第二段階(1984年10月—1992年初)は、改革開放の全面的な展開の段階になる。共産党12期3中全会での《中国共産党中央の経済体制に関する決定》を通じて、企業論理も新しい段階に突入する。改革の重点は農村から都市へと転換し、農業から産業、貿易などあらゆる分野にまで広がり、政府は工業部門を中心とする都市経済の改革に乗り出した。経済体制、科学技術、教育体制、そして政治体制の各方面での改革が全面的に推進され、1985年には珠江デルタ、長江デルタ、福建省南部三角地区、次いで1988年には海南特区、環渤海経済圏等が設定された。

第三段階(1992年初開始—現在まで)は新体制確立=市場経済が国家モデルの段階といえる。鄧小平の南方視察が行われ、1992年10月の共産党14回大会では社会主義市場経済体制を確立するという政策目標が打ち出された。また共産党14期3中全会での《中国共産党の社会主義市場経済体制建設の若干の問題に関する決定》により、はじめて市場経済が国家モデルに設定されることになった。中国では、公国有制ばかりではなく、私有制を含むいろいろな形態の所有形態が可能になり、財産の明確化、所有権と経営権の分離、地方分権という市場経済化に変化してきた。1997年9月の第15回共産党大会において、大手の国有企業の株式会社への転換を促進していく政策が決定され、懸案の国有企業改革は、国有企業を大中型の企業と地方管理の小型の企業とに分け、前者については大企業グループ(=集団)による経

営の近代化をはかり、後者については資産の売却、清算、合併といった処理方法を考え、事実上、自由放任政策をとることになった(「抓大放小」政策)。国有企業はこれまで企業長の「経営請負制」を実行してきたが、国民経済的には効果はあまりあがらなかった。中国政府としては、国有企業を売却あるいは清算する東欧諸国のような民営化には反対であったが、結局、地方の赤字国有企業が激増し、その処理を考えねばならなくなったことから、地方の小型の国有企業の事実上の民営化を黙認することになった。

## II. 共有制と国有企業

### 1. 共有制導入の背景

1980年代後半から中国の農村で試験的に導入されてきた股份合作制(経済)は、1997年9月に開かれた中国共産党第15回全国大会で画期的あるいは飛躍的な展開を見せることとなった。股份制及び合作制が全ての国有企業に対しても適用されることに決定されたのである。このことは、中国の社会制度の一大改革が行われることになるほどの意味を持つと言えよう。中国の経済体制改革は農村から始まり、農村工業化のために導入した政策は、直接的には農村経済の活性化を図るものであったが、同時に農村の余剰労働力の解消、新たな就業機会の創出を行い、最終的には農業生産性の向上を達成し、農家所得を高め、農村経済の発展の大きな原動力としての役割を果たしてきたと評価できる。しかし、農村の非農業部門の拡大に伴って、様々な問題が出てきた。農業と非農業の所得格差にもとづき、地域内の基幹的な労働力はほとんど農業から他産業へ移動し、農業部門における労働力の量と質の両面で低下をしていた。また、土地保有が農家の非農業就業者にとって失業の際の保険的な役割を演じることから、多くの農家は他産業に就業した後も農業生産責任制によって自分のものにした農村の耕作権を放棄せず、零細分散した農地を粗放的に管理するという現象が徐々に拡大、深刻化してきている。

1980年後半から股份合作制を導入した各地の農村集団経済は、股份制導入を契機として、以後急成長した。

かかる背景の下で、全国国有企業に対しても導入されることになった共有制は、土地公国有制を堅持して実施するという、現代中国の市場経済の発展過程

においてはとるべき当然のプロセスであり、且つ、今後の更なる発展のための基盤であり、発展段階に照応して導入すべき制度であるとも言えよう。

## 2. 共有制の諸類型

### (1) 合作制（協同制）

合作制<sup>1)</sup>を簡単に定義するならば、「資本を持ち寄り利益共同体としての経済活動を行い、獲得した利益を参加資本に応じて配分するという経済共同体」といえるであろう。

「合作」という概念は「共同」、「協同」あるいは「協業」とも訳することができる。ここで言う「合作」は、土地を持っていた者＝土地保有者と、それまで小作であった者＝賃借人が、資本として「土地」と「労力」を出し合い、協同生産を行うといったことを意味する。同時に、利益配分についても資本に比例した配分を行うということを含めて使われている。「合作」という概念は、以上のように資本を持ち寄って利益共同体としての経済活動を行い、獲得した利益を参加資本に応じて配分する経済共同体を意味する。

合作制は、生産要素の所有者が財産の所有権を承認し、かつそれを維持することを基礎的前提にし、各自が志願・参加するという原則に立ち、共同的に占有の生産手段を使用して、共同労働を行う経済共同体である。

合作は、「集団」と「個人」との間で行われ、また「個人」と「個人」との間でも行われることになったのである。

合作は生産原単位である「集団」の資本を守るため、また「集団」の経済活動を阻害しないようにするため、発足当初はいささか保守的とも言える形態で、自己の「集団活動地域」内のみを対象に行われることになった。外部からの資本参加を認めないという原則がそれである。これは、新たに発足した経済体制を保護育成するために必要な措置であった。

「合作」は、その後さらに新しい局面へと発展し、経済運営体制が固まり、もとの資産価値を超える固定資産が形成されてくると、更なる経済的発展を求めて外部資本の参加を認めるという方向に転じていった。

合作制の特徴を整理すると次の三点に集約できる。

- ①合作制は共有権と合有権<sup>2)</sup>、法人所有権を統一した、一種の財産所有権組織である。
- ②合作制は分散した生産手段の所有権と共同占有及び共同使用された生産手段の有機的な統一が

実現されたものである。合作制の生産手段の所有権は分散であり、この組織形式は合作共同体の成員に属する。

- ③合作制における分配は、労働に応じたものと株数に応じたものを結合して行う。

### (2) 股份制（株式制）

一般的に股份制<sup>3)</sup>は、股份制経済、あるいは股份経済とも称する。

股份制は、新しい財産組織形態の一種である。公司（会社）型の組織形態の企業制度が採用されている。股份制には二つの典型的な形態がある。一つは有限責任公司であり、もう一つは股份有限公司である。この経済組織は二つ以上の投資主体によって構成されており、その特徴は、①財産権の明確化、②資金の自己調達、③企業はその損益について自分で責任を負う、④経営を自分の意志で決める、⑤投資リスクは出資者が共同で負う、である。

股份制は試験的に導入されてきたが、第一段階は1984年から1991年末、第二段階は1992年初めから現段階までである。

### (3) 股份合作制（株式協同制）

股份合作制<sup>4)</sup>という概念は、株あるいは株式という意味で従来中国社会において使用されてきた股あるいは股份と、協同して何かを行うという意味の合作という言葉を接合した新しい概念である。股份合作制組織は、股份（株式）制と合作制（異なる集団による協同制）という二種類の形態を結合して創設した経済組織であり、それまで分散していた労働力と資金の二要素を組み合わせて創ったものである。

「股份合作制」は、いわゆる「株式会社制」の概念に基づく「株式合作制」ではなく、もともと中国において民間で長年行われてきた「共同出資」の概念による出資形態及びその参加比率に基づく利益の共同分配方式を意味する「利益共同体運営方式」を表現したものである。このことを理解することができなければ、混沌とした解釈の域を抜け出せない。ここで言う「股份」とは、実質的には「資金・物財（また原料 etc）・技術・労働力」を指し、それを「株式」として出資することにより「共同出資」が行われるという形態をとることであり、協同制を地方自治体とその傘下の組織構成員で実行することが、「股份合作制」の本質である。

股份合作制は、合作制を基礎として股份制の方法を導入した組織である。例えば、合作制は日本の農業協同組合組織に、股份は日本の株式と比較することができる。因みに、「股份合作制」とは株による

出資分を意味する「股份」と協業あるいは共同を意味する「合作」を組み合わせた新語で、株方式による協同制度とも呼べる出資協同制度である。

股份合作制の目的は、企業資産を株化して所有権を明確化し、これを新たな企業経営の原則とすることである。同時に民間資金をはじめとする生産要素を株形式で取り込み、さらに、所有権の確定によって利益分配をルール化することにより、企業の資本蓄積を促進することである。

股份合作制の機能は、第一に存在する遊休資金、設備、資源、労働力、技術などの生産要素を計量化し株として生産拡大に利用する、第二に合作制に股份制を導入することにより、股份財産権と企業法人財産権との相互を制約することができる、第三に農業、工業、商業及び科学技術を一体化し、生産の各経済部門間の利益の衝突を解消でき、企業の経済効果の改善が図れ、農村工業の向上に有利となる。

股份合作制の基本類型をしめすと社区型股份合作制と企業型股份合作制の二つに集約出来る。

#### ① 社区型股份合作制

「社区」とは何かをはじめに規定しておく。日本では「社区」を曖昧に解釈し「地域コミュニティー」と呼称しているが、中国の「社区」とはもともと人民公社の支配を意味する概念であり、人民公社解体後は「行政村」と呼ばれる地域社会の単位となった区域を意味する。人民公社は設立に際し、複数の「自然村」とその周辺地域を含めたものとして成立した。鎮はいわば地方都市であり、これらの人民公社を含む行政上の機構ともなっている。さらに上級の行政機構は、一般には「県」、「省」という単位となっている。

股份合作制の一類型である「社区型」の特徴は、要約すれば“社区住民全員参加型の利益共同体”とも言える経済活動組織である、と言えよう。

#### ② 企業型股份合作制

企業型股份合作制は、単一企業を母体にして股份作企業に改造するものである。これには様々な具体的形態のものが含まれているが、次の三種類に大別することができる。

第一のものは郷村集団企業の転換型である。これは郷、村の集団企業の資産を清算し、股(株)の形態でそれぞれ郷村政府、企業及び労働者に配分するものである。

第二のものは全員株主型である。つまり、構成員の完全自由参加を原則として、株を企業の会員に配分し、労資一体の形式で新しい企業を作るも

のである。

第三に株主経営型があげられる。これは、株を持つ少数の経営者が労働者を雇い、企業経営も行うもので、この型が現在非常に多い。

### 3. 共有制の特徴及び性質

共有制<sup>9)</sup>は、生産手段の私的な所有を条件として共同所有の形態で運営する社会化された所有制度形態である。市場の要求に応じて社会全体の経済発展の活力源になるという財産組織の形態である。

共有制は、多くの個人の股份(株式)を集めて一種の社会資産を形成し、人々を股東(株主)として、財産の社会化を実現する。実際には、生産手段を集中し統一的に運営して、その成果である利益を個人に配分する組織的な体制である。これは過去の伝統的な個人私有制や伝統的な国営型の公有制と異なる体制である。この体制は公有制における生産手段の共同占有という資金の優位な面を持つと同時に、私有制や個人所有制などの優位性を結合して新機軸を打ち出している財産組織形態である。共有制の中で個人の利益は、この社会財産所有者が自分のものであると実感することができる。当然、個人はこの社会財産の唯一的な所有者ではない。自分の勝手に運用もできない。この社会財産で生じた効果と利益も独占できない。

歴史的な性質からみれば、共有制経済は先進的な組織形態である。何故ならば、合作制や股份制や股份合作制などは、中国の商品経済の発展過程の中で新しい経済形態として結実しているからである。はじめからこの組織形態は中国の生産力の発展レベルと照応している。且つそれは極めて有効な潜在能力を持っている。中国の社会生産力の進歩において推進された、社会経済の発展の中で重要な役割を果たしている。

経済的な性質からみると、共有制組織形態は、商品経済発展の効果と利益の原則と合致している。即ち、企業が可能な限りでの少ない資本を出資し、多くの経済効果と利益をもたらすということである。かくして、この組織形態の存在と発展は、経済的で且つ合理的な側面を持っているといえる。

社会的な性質からみれば、共有制は社会主義の性質を持っている一種の経済形態であり、資本主義社会の特性と異なるものを内包したものといえる。

### 4. 共有制の優位

いずれにしても、合作制や股份制や股份合作制な

どの共有制組織形態は社会化された極めて生産的な産物である。この組織形態は商品経済発展と生産の社会化の発展に応じるために生まれた。同時に、財産の社会化の占有及び使用の要求に対して生産の社会化に応じて財産の社会化の占有及び使用と経営を実現させている。

合作制や股份合作制など共有制組織形態は、労働者が共同占有した生産手段に基づく結合労働が実現されて、生産手段と労働者とを直接に結合することが実現され、労働者は生産手段の実質的な所有者になっている。

共有制組織形態の分配方式から見ると、所有権の分散化を前提として、財産の共同占有を基礎とし、共同労働を特徴とした労働に応じて分配することと、株数に応じて分配することとを結合する分配方式が実行されている。これは伝統的な公有制とは異なっている。この組織形態は、最終的に労働者に対して共同的な富裕の社会基礎を提供することになる。

共有制組織形態の発生と発展、人類社会のための個人占有制から社会共同占有制への転換という新しい道に向かうことを提供している。

## 5. 共有制と国有企業

中国の国有企業は、企業としての経済組織から見ると、日本などで一般的に会社という概念で理解されている企業組織とは異なった経済組織体となっている。通常理解される会社とは「企業体と個人との労働協約を通じて、個人は労務を提供する対価として企業は個人に報酬を支払う」ことにより成立している。中国の場合は、この報酬の範囲が現金だけではなく、より広範なものまで含まれている。簡単に言えば、中国の場合、国有企業は、労働者の住宅、労働者の子弟の通う幼稚園、小学校、中学校、高等学校、あるいは企業で働く人とその家族のための病院といった、全ての生活関連施設を保有している。

これはまさに農村の地域社会施設構成と同じ内容となっている。つまり中国の国有企業は、その所属構成員とその家族の全てを含んだ一種のムラ的存在となっていると考えてよい形態である。そして国有企業は、国レベルの管理機構によって統制され、各地方ごとにおかれた地区管理機構によって管理され、それぞれの企業単位があたかもムラのような生活社会を形成して、国家目標に応じた生産を担ってきた。

このような統制機構、管理機構、そして実務的生産機構がそれぞれの背後に「ムラ的生活共同社会」を形成しており、それぞれの組織機構が「ムラ」と

呼ばれる代わりに「単位」と呼ばれる生活共同体を形成している。この意味では、国有企業と農村の間には社会生活共同体としての形態的相違は、実は何もないのである。ただ、国家制度的な意味で、国有企業に働く人とその家族は「都市戸籍」と呼ばれる社会制度の枠組みの下で集団を構成しているといった点で「農村集団生活体」との相違がある。

国営企業は、農村と区別され、いわば都市社会を形成してきた。これを農村と区別する意味で、「都市戸籍」と呼ばれる区分けで呼んでいるが、この都市戸籍とは、有名な「一人っ子政策」で知られているように、都市住民は農村のような労働集約型産業ではなく、知識集約的産業への就労者群として捉えられ、高度な教育を与えられる機会を得ることができる反面、食料生産には直接寄与しないといった意味で、極端な人口抑制政策の下での生活を選択させられた集団である。ともあれ、このような集団の性格の違いがあるが、社会的生活組織形成の発想の原点は「ムラ集団」にあることは、農村社会の組織機構とまったく同じであると言って良い。

そして、このような社会生活組織があるが故に、今回の股份合作制の導入も農村とまったく同じ形態で導入することが可能となっているのである。つまり、国有企業の生産施設の所有権を「集団」と「その構成員」に分配し、経営利益の中から「集団の福祉」として「学校・病院・住宅」といった社会施設を維持運営してゆくことを目指したのである。

中国の企業は、本来「国営企業」と呼ばれていた。社会主義経済の重要な柱として位置づけられた「生産手段の国有化」の中心をなす位置にあると「国営企業」は据えられていたのである。この点では農産物を生産することを主眼とする「農業集団」と同列に社会的に位置づけられていた。したがって、国有企業は「工業生産の単位」を成す組織として構築されたのである。このことは国有企業自体が工場という生産手段を稼働する集団を形成し、維持することを目指した、社会的に独立した集団体制となっていたことを意味する。

国有企業はそのように生い立ちから、そこで働く人たちに住宅を供給し、福利厚生施設としての病院や働く人たちの子弟に対する幼稚園や学校までも建設し維持していくことを前提としていたのである。また、社会福祉制度の整備の遅れから、国有企業で働いた人たちが定年を迎えると、企業がその人たちを扶養していくことも当然の義務として考えられたのである。

このように国有企業は、社会構成的にはまさしく農村集団と同じ都市集団を形成していたのである。このような国有企業の社会構成は、国有企業自身が生活集団を形成するものであり、大企業のトップは単位の企業経営者としてのみならず、社会集団の指導者とも言うべき役割を担っていたのである。

このような組織運営形態をとる国有企業は、その社会的構成と運用形態が農村社会の組織構成と運用形態とほぼ同じとなっている。

中国の企業の種類は企業の所有形態によって分けられるが、それは、①全人民所有制（国有）、②集団所有制、③私有制、④その他の所有制、の企業である。

全人民所有制企業とは企業の資産が公有であり、国有企業のことである。主に所有権と経営権を分離し、経営権を企業に渡し、国は所有権のみをもつ、という方向での企業改革に対応したものである。

集団所有制企業とは、都市の行政部門が出資、経営する企業、農村の行政・経済部門の出資、経営する企業、都市労働者あるいは農民の共同出資、経営する企業及びこれら各出資者の共同経営による企業のことである。

私有制企業とは、都市、農村の個人経営企業のことである。

その他の所有制企業とは、外資企業、合弁企業、合作企業（三資企業とも称する）、股份制経済組織形態（有限責任公司、股份有限公司）などである。

国有企業の改革過程から見ると、「放権譲利」（企業への自主権賦与と利益の移譲）、「利改税」（従来の利潤上納制を法人税制へ転換）、経営請負制、税利分流（利潤分配の規範化の試み）などが相前後して実施され、いろいろな改革制度がある程度の効果を収めているが、依然として国有企業の生産効率性は低く解決しにくいものとなっている。多様な形態の所有制の発展に伴って多様な形態の共有制組織形態は、伝統的な国有制企業に取って代われ、その結果、国有制企業は新しい姿に転換されつつある。

### III. 国有企業改革の展望

共有制の導入は国有企業の財産権構成の改革に対して極めて有効である。具体的には、それが共有制のミクロの財産組織形態として企業の基本組織の基礎となる。財産権の明確化として、企業法人制度と有限責任制度を導入している。

共有制は国有資産の管理体制の新機軸を打ち出す

のに有利である。

国有企業に対して共有制へ転換改造を進行して、新しい企業財産の組織制度を設立している。これは国有企業の資産財産権を明確にし、国有資産の合法権益の組織基礎を保証することである。

共有制は、国有企業の産業分布の調整を通じて、産業構造の調整と優位性を実現させている。国有の中小型企业に対しては、股份合作制と合作制を導入させ、国有の大型企業に対して股份制を導入している<sup>6)</sup>。

1993年11月の中国共産党第14期3中全会で採択された《社会主义市场经济体制を確立する上での若干の問題についての決定》では、国有企業の経営メカニズムの転換のためには、「現代企業制度」を確立する課題が初めて公式に規定された。現代企業制度とは、要するに資本主義社会における会社制度を中心とする近代的企業制度のことである。その主な特徴は、①財産権明確化、②責任制の明確化、③政経分離、④科学管理する、であり、具体的な内容は、①現代企業財産権制度、即ち公司（会社）法人財産権制度、②現代企業組織制度、即ち公司（会社）組織制度、③現代企業管理制度、即ち公司管理制度、である。

こうした背景の下で、今後国有企業の改革方向は、現代企業制度へ転換することであることが明らかになった。特に現代企業制度は、共有制の優れている点が実現されている形態であり、共有制の基本的な特徴をよく反映している。つまり、現代企業制度の企業組織形態は共有制の生産の社会化と分配の社会化の特徴をよく反映している。現代企業制度の企業組織形態と共有制組織形態とは、実際は同じ組織形態であり、「共同所有」と「個人所有」とを統一させている一種の所有制である。であるから、中国の国有制の改革は、共有制の有効な実現形態の現代企業制度を目標とし、それと中国の社会主义市场经济の基本理念及び基本戦略と合致していると思われる。この方向へ向かう前途は険しいものがあるが、成功すれば従来の経済発展論に理論的変更をもたらすことになる。

#### 【注】

- 1) 潘強恩・徐桂華・何立胜『共有制与国有企業改革』（中国語）経済科学出版社．1998年11月．p38．
- 2) 日本語で合有は、各人の間に団体的な結合があり、その目的によって各人の持ち分権の処分や、分割請求

が制限、あるいは禁止される点で、より団体的色彩の強い共同所有の形態である。したがって合有は共有と総有との中間的意味合いである。

- 3) 前掲の『共有制与国有企業改革』p41.
- 4) 周小薇「中国の社区型股份合作制の組織と社会的意義」『第8回「生活協同組合研究奨励助成」研究報告論文集』(財)生協総合研究所. 1999年4月. p23
- 5) 前掲の『共有制与国有企業改革』p37.
- 6) 洪虎『国有經濟改革与企業制度創新』(中国語) 中共中央党校出版社. 1999年9月. p227及びp420.
5. 洪虎『国有經濟改革与企業制度創新』(中国語) 中共中央党校出版社. 1999年9月.
6. 潘強恩・徐桂華・何立胜『共有制与国有企業改革』(中国語) 經濟科学出版社.
7. 陳祖煌・陳文学・鄭賢操『国企改革：軌跡与創新—從広東的实践看未来中国改革的路向』(中国語) 中山大学出版社. 1999年3月.
8. 陳清泰『国有企業走向市場之路』(中国語) 中国發展出版社. 1999年10月.
9. 李維安『股份制的安定性研究』陝西人民出版社. 1995年12月.
10. “中国改革与發展報告” 專家組 編「成長的經驗—中国績優大企業案例研究」『中国改革与發展報告』(中国語) 上海遠東出版社. 1999年9月.
11. 中国企業家調查系統 編著『中国企業家隊伍成長与發展1993~1998報告』(中国語) 經濟科学出版社. 1998年9月.
12. 詹国枢『中国国有企業向何处去』(中国語) 吉林人民出版社. 1997年7月.
13. 朱榮尧『走向明天的国有企業—中国国有企業改革備忘録』(中国語) 中国財政經濟出版社. 1999年2月.

## 引用文献

1. 川井伸一『中国企業改革の研究—国家・企業・従業員の関係—』中央経済社. 1996年3月.
2. 金山権『現代中国企業の経営管理 国有企業のグローバル戦略を中心に』同友館. 2000年3月.
3. 愛知大学現代中国学編『中国21』風媒社. 1998年6月.
4. 上原一慶「国有企業改革に立ちはだかるこれだけの難問」『世界週報』(第79巻第21号). 時事通信社. 1998年6月.

## Cooperative system and enterprise formations in China

† ZHOU xiao wei  
Koichi KATO

† Fellowship of Shinshu University

Division of Environmental Science for Food Production,  
Department of Food Production Science,  
Faculty of Agriculture, Shinshu University

### Summary

The aporia of China, and Asian countries under the economic crisis is the reform of national enterprises in China. It should be considered that the historical process of the “reform and open” policy in China. This report was undertaken to describe the present formations of Chinese enterprises. Accordingly, it is made clear that the “share” of Chinese enterprises is only just translated into Japanese and the concept is not clear at all.